

教育機関名	所管長氏名	次長氏名	職員数	所管のおもな分掌
図書館	鈴木 一	大井川 隆 二	28	総務・整理・奉仕
体育館	佐々木 英雄	神 野 要	8	総務・業務
理科教育センター	(兼) 白 岩 和 夫	阿 見 康 雄	15	総務・研修

地方出先機関名

教育事務所名	所長・次長名	課 長	職員数	課 別 の お も な る 分 掌 事 務
県北教育事務所	所長 天 野 幸 夫	総務 安 田 栄 男	10	庶務文書・会計・各種振興法関係 小中学校指導一般
	次長 鈴 木 四 郎	指導 古 山 直 一 管理 佐久間 正 男		
県中教育事務所	所長 遠 藤 伊 雄	総務 長 島 勝 治	12	庶務文書・会計・各種振興法関係 小中学校指導一般
	次長 深 谷 健	指導 斎 藤 正 国 管理 吉 田 良 一	12 4	
県南教育事務所	所長 大 谷 芳 男	総務 橋 本 精 補	6	庶務文書・会計・各種振興法関係 小中学校指導一般
	次長 木 幡 三 夫	指導 近 内 三 郎 管理 深 谷 義 行	8 2	
会津教育事務所	所長 小 林 兵 郎	総務 小松原 実	9	庶務文書・会計・各種振興法関係 小中学校指導一般
	次長 武 藤 成 能	指導 半 沢 鐘 吉 管理 佐 藤 信 一	11 3	
南会津教育事務所	所長 酒 井 義 正	総務 湯 田 忠 作	5	庶務文書・会計・各種振興法関係 小中学校指導一般・小中学校管理
		指導 河 原 勉	6	
相双教育事務所	所長 中 村 昌 幸	総務 佐 藤 俊 雄	8	庶務文書・会計・各種振興法関係 小中学校指導一般
	次長 牛 渡 治	指導 小笠原 弘 管理 星 淳 一	8 3	
いわき教育事務所	所長 山 田 静 夫	総務 田 村 鎮 雄	6	庶務文書・会計・各種振興法関係 小中学校指導一般
	次長 根 本 篤	指導 鴨志田 義 康 管理 薄 井 重 光	8 2	

第4節 福島県長期総合教育計画

1. 長期総合教育計画第2期実施計画の策定

福島県においては、昭和45年4月に福島県勢長期展望を発表し、昭和60年度までの県勢のビジョンを示した。

その中に「教育の展望」およびそれに伴う「教育の計画課題」を示している。

また中央教育審議会第25特別委員会においては、昭和45年5月「初等中等教育の改革に関する基本構想試案」を公表し、さらに11月5日「同基本構想」をまとめ、文部大臣に中間報告した。

学習指導要領も教育の現代化を指向して、昭和46年度から、小学校・中学校・高等学校と順次改正されようとしている。

県教育委員会はこれら県政の展望、国の施策の方向に即応し、長期総合教育計画の基本計画（昭和41年4月）および第1期実施計画（昭和42年10月）の実践をふまえ、これらの既策定計画の補完修正をも行ないながら、新しい時代の県民の要請にこたえ得るよう、第2期の実施計画を策定した。

(1) 第2期実施計画の意義

① さきへのべた福島県長期総合教育計画（以下「基本計画」という）は、昭和41年から50年にわたる10ヵ年間の教育的課題、課題解決への方針および施策をいわば、巨視的に設定したものである。

昭和45年度はその中間年次にあたるとともに、第1期実施計画の最終年次にあたるので、第2期の実施計画を策定し、長期計画の趣旨の具体化につとめた。

② この実施計画は行政計画としての性格を有するものであり、「地方教育行政の組織および運営に関する法律」第23条に規定されている。教育委員会の職務権限の領域内における計画であり、学校や社会教育機関等における教育活動が、より有効にすすめられることを目指して、教育の諸条件を整備する計画である。

したがって、現在あるいは将来にわたり、施策的にみて重要なあるいは優先して実施しなければならない事業は何かを考慮した。

③ 社会の変ぼうは激しく、教育上においても新たな問題が提起されてきており、これらの変化に対応する教育的な需要にこたえうるような実施計画の策定に留意した。

(2) 実施計画の性格